

## 独立役員社外取締役独立性基準

日本金属株式会社は、独立役員社外取締役として社外取締役（候補者を含む。）を指定するときは以下の基準を満たしていることを確認し、満たしていない場合はその指定を行いません。

- (1) 過去 5 年以内に、主要な取引先又はその業務執行者ではないこと。
- (2) 過去 5 年以内に、当社から役員報酬以外に多額の金銭を得ていないこと。  
（社外役員を独立役員として招聘する場合の『多額の金銭』取引とは、本人個人との取引については、過去 5 年の平均年額 500 万円を超えるものを行い、本人の所属する法人等団体との取引については、過去 5 年の平均年額 1 千万円を超えるか又は、当社との取引額の相手方売上げ等における比率が 15%を超えるものをいう。）
- (3) 前 2 項に関して、社外役員又はその候補者の 2 親等内の親族にも該当者はいないこと。

以上  
(平成 26 年 12 月 25 日制定)